



本年6月20日より無人航空機の登録が義務化されます。

登録対象の機体は「屋外を飛行させる100g以上の無人航空機（ドローン・ラジコン機）すべて」です。既にお持ちのドローンも対象となりますので、ご注意ください。

登録すると登録記号（番号）が交付されますので、機体に直接記載又は貼付けする必要があります。

また、6月20日以降に登録した場合は、機体に「リモートID」を搭載しなければ飛行させる事ができません。6月19日までに登録を済ませると、「リモートIDの搭載が免除」されますので、お早めに登録する事をお勧めします。（免除期間：次回更新までの3年間）

詳細につきましては下記を参照してください。

↓↓無人航空機ポータルサイト（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>

上記の事から、今まで航空法の規制対象外だった100g以上199g以下の機体も、6月20日以降は航空法の規制対象となりますので飛行場所や飛行方法によっては国土交通省の許可・承認が必要となります。ご注意ください。